

8.住民団体等との連携

(1) 愛リバー・サポーター制度

県では、国や市町と連携・協力し、行政と住民のパートナーシップの下、美しい河川環境を創り出していく新しい取組みとして、住民団体、河川愛護団体、NPO、企業等の自発的な河川ボランティア（原則として10人以上）を募集し、これらの団体が河川敷の一定区間（原則として200m～500m）の「サポーター」となる「愛リバー・サポーター制度」を平成12年度に創設しました。

「サポーター」となった団体は、一定区間の河川敷の除草や清掃美化活動を2年間継続して定期的（年間2回以上）に行い、一方国、県、市町は、団体の名称を記載した標識看板の設置、収集したゴミの回収・処分やボランティア保険の負担等の支援を行います。

平成19年9月30日現在、県下69河川について134団体を認定し、各団体において美化清掃活動等が実施されており、各団体の構成員総数は約11,700人、認定区間延長は約85kmに及んでいます。

愛リバー・サポーター制度の仕組み（イメージ図）

